

東京慈恵会医科大学競争的研究費等の直接経費から研究代表者 (PI) 等の人件費支出についての活用方針

制定日 令和7年1月1日

1. 研究代表者等の人件費の一部を競争的研究費から支出することにより、本学の研究力向上と研究環境の整備を目標として本活用方針を定める。
2. 上の目標を達成するため、研究代表者等の人件費を支出することにより確保した資金の用途を次に定める。
 - (1) 研究代表者等への手当支給
 - (2) 全学的な研究環境、支援体制の整備
 - (3) その他学長が研究力向上につながると認めたもの
3. 本活用方針に基づき、活用する財源については、次の各号に留意するものとする。
 - (1) 研究代表者等の人件費を競争的研究費から支出するかどうかは研究代表者等が主体的に判断するものとする。
 - (2) 本活用方針については、本学の研究者の意向等も踏まえ、適宜見直しを行うものとし、本制度の目標が達成できるよう、取り組むものとする。
 - (3) 研究業績評価の更なる実質化を図ると共に本制度の運用に伴い必要となる研究環境整備や研究公正の推進に取り組む。